

YRI マーケットレポート販売約款

第1条（用語の定義）

本約款で使用する用語の定義は、本約款の各条項で定めるほか、次に記載するとおりとします。

- (1) 本約款
この YRI マーケットレポート販売約款をいいます。
- (2) 当社
株式会社東京商工リサーチをいいます。
- (3) 利用者
当社との間で本商品の販売契約が成立した者をいいます。
- (4) YRI
株式会社矢野経済研究所をいいます。
- (5) 本商品
当社が販売する YRI の調査レポート商品である「PDF 版マーケットレポート<PDF レギュラー（事業所内利用限定版）>」又は「PDF 版マーケットレポート<PDF コーポレート（法人内共同利用版）>」をいいます。

第2条（注文）

- 1 本商品の購入を希望する者（以下「注文者」といいます）は、当社が指定する方法で注文するものとします。なお、当社又は YRI の事業と競合する者は、本商品の注文をすることができません。
- 2 本商品の購入は、法人に限ります。

第3条（販売契約の成立）

- 1 本商品の販売契約は、前条の規定による注文後、当社が、注文者に本商品を送信した時に成立するものとします。
- 2 当社は、注文に応じないことができるものとします。なお、注文に応じない場合でも理由を開示する義務を負いません。

第4条（対価）

- 1 利用者は、当社に対し、本商品の対価（以下「販売代金」といいます）として、当社の料金表に記載又は記録された金額を支払うものとします。
- 2 販売代金には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）を含みません。消費税等相当額は利用者の負担とし、本商品の対価とともに当社に支払うものとします。

第5条（請求）

- 1 当社は、利用者に対し、TSR_WEB 帳票サービスにおいて販売代金を請求します。請求の時期は、別段の合意がない限り本商品の提供後とします。
- 2 利用者は、本商品の注文後、速やかに TSR_WEB 帳票サービスの申込みをするものとします。ただし、本商品の注文の時点で既に TSR_WEB 帳票サービスの申込みを済ませている場合は除きます。

- 3 当社は、利用者が **TSR_WEB** 帳票サービスの申込みを完了していない場合には、本商品の提供を留保することができるものとします。これにより利用者に損害が生じても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
- 4 前各項の規定は、当社と利用者の中で、利用者が **TSR_WEB** 帳票サービスを利用しないことに関する合意がある場合には適用しません。その場合、当社は、利用者に対し、紙請求書を発行することにより利用料金を請求します。なお、紙請求書を発行する場合、当社は、当社の定めるところにより、利用者到手料金を請求することができるものとします。
- 5 当社は、**TSR_WEB** 帳票サービスによる請求ができない場合には、紙請求書により販売代金の請求をすることができるものとします。

第 6 条（支払方法及び支払期限）

- 1 販売代金の支払方法は、当社が指定する銀行口座への振込とします。なお、振込手数料は利用者の負担とします。
- 2 販売代金の支払期限は、請求書受領日の翌月末日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、直前の営業日までに支払うものとします。

第 7 条（納品）

当社は、電子メールに本商品を添付して利用者から指定された電子メールアドレス宛に送信する方法により、本商品を納品します。

第 8 条（交換及び返品）

本商品の性質上、当社は、本商品の返品及び交換の求めには応じません。ただし、利用者が次の各号のいずれかに該当することを本商品の受領後速やかに当社に申出をした場合は除きます。

- (1) 当社が誤った商品を利用者に送付した場合
- (2) 本商品に重大な瑕疵があった場合

第 9 条（著作権）

- 1 本商品の法人等著作権者は **YRI** であり、著作権者人格権たる公表権・氏名表示権・同一性保持権をはじめ、複製権・頒布権・公衆送信権・貸与権・口述権・翻訳権・譲渡権等、**YRI** が著作権者として全ての権利を保有します。
- 2 本商品の転載・引用は、原則として利用者又は実質的に利用する者の社内向けのみ可能です。社外向け出版物等への転載・引用は、事前に当社を通じて **YRI** へ申請し **YRI** が承諾した場合に限り可能です。
- 3 転載・引用者は、転載・引用する際に、著作権者である **YRI** の名称と出典元である資料名等を明記するものとします。また、転載・引用者が社外向け出版物等に転載・引用する場合には、事前に掲載内容及び表現形式等について **YRI** の検収を受けるものとし、転載・引用された出版物等を当社及び **YRI** に各 1 部ずつ無償で提供するものとします。
- 4 当社は、転載・引用された結果として何らかの問題が生じた場合、その責任の一切は転載・引用者にあるものとします。
- 5 転載・引用者は、転載・引用する情報等を第三者に対し転載・引用を許諾する権限がないことを確認するものとします。転載・引用者は、転載・引用した情報等を第三者が転載・引用していることを覚知した場合は、速やかに当社及び **YRI** に対し通知するものと

します。

第 10 条（禁止・制限事項）

- 1 利用者は、次の各号で定める範囲内に限り、本商品を利用することができます。
 - (1) PDF 版マーケットレポート<PDF レギュラー（事業所内利用限定版）>
 - ① 購入された法人（グループ購買会社等の別法人を通じて購入された場合は実際の利用法人）の一事業所内でのみ利用できます。事業所内とは、経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一区画を占めて行われる場所を指します。なお、グループ購買会社等、経営主体の一部機能しか担っていない場合には親会社等と一体と見做します。
 - ② 上記①の利用範囲内であれば、共有ネットワークへの登録・閲覧をすることができます。
 - (2) PDF 版マーケットレポート<PDF コーポレート（法人内共同利用版）>
 - ① 購入された法人（グループ購買会社等の別法人を通じて購入された場合は実質的な利用法人）内でのみ利用できます。なお、法人内とは、法人の国内における複数事業所を指し、海外事業所は含みません。
 - ② 上記①の利用範囲内であれば、共有ネットワークへの登録・閲覧をすることができます。
- 2 利用者は、本商品の複製をすることができません（複製には 2 回目以降のダウンロードを含みます）。ただし、次の各号に定める複製は除きます。
 - (1) バックアップを目的とした複製（ファイルの複製）
 - (2) PDF ファイルを閲覧する際に端末に自動的に作成（複製）されるテンポラリーファイル
 - (3) 前項の規定により認められる共有ネットワークへの登録・閲覧を目的とした複製
- 3 利用者は、本商品の転売又は貸与をすることができません。

第 11 条（性質・非保証）

本商品は、当社が、その品質及び内容の正確性、完全性等を有することについて、利用者に保証するものではありません。

第 12 条（免責）

- 1 当社は、第 8 条の規定による交換又は返品は除き、本商品の瑕疵について一切の責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- 2 当社は、前項ただし書きの規定による責任を、利用者が本商品の提供日から 1 年以内に損害が発生したことを通知した場合に限り、当社が受領した当該本商品の販売代金に相当する額を上限として損害賠償責任のみを負います。
- 3 当社と利用者間で成立する販売契約に基づき利用者に提供される本商品については、当社のみが利用者に対する責任を負い、YRI は、利用者に対する一切の責任を負いません。

第 13 条（損害賠償）

当社又は利用者は、相手方が本約款又は本商品の販売契約に違反した場合には、当該相

手方に対し、損害賠償請求をすることができるものとします。ただし、本約款に別段の規定があるときは除きます。

第 14 条（解除）

- 1 当社は、利用者が本商品の販売契約（本約款を含みます）に違反した場合には、本商品の販売契約を解除することができるものとします。なお、違反の程度が軽微であるときを含むものとします。
- 2 利用者は、本商品の販売契約が解除となった場合には、本商品を完全に消去するなど原状回復をする義務を負います。
- 3 当社は、本商品の販売契約が解除となった場合でも、利用者が支払った販売代金の返金義務を負いません。また、契約解除時に未払の販売代金がある場合、利用者は、当該販売代金に関して期限の利益を喪失し、直ちに当社に支払うものとします。
- 4 本商品の販売契約が解除となった場合でも、その性質上、解除後も効力を有すると解すべき本約款の条項は、引き続き効力を有するものとします。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

- 1 当社又は利用者は、自己又はその役員、顧問・相談役・執行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配する者（以下「役員等」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 2 当社又は利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、相手方に対して表明し、確約するものとします。
- 3 当社又は利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないことを、相手方に対して確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に類する行為
- 4 当社又は利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じることを、相手方に対して確約するものとします。

第 16 条（分離可能性）

- 1 本約款のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引続き有効かつ執行力を有します。当社及び利用者は、当該無効若しくは執行不能とされた条項又は部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに修正された本約款に拘束されることに同意します。
- 2 本約款のいずれかの条項又はその一部が、特定の利用者との関係で無効又は執行不能と

判断された場合であっても、他の利用者との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

第 17 条（権利義務の譲渡等禁止）

利用者は、本商品の販売契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸付、担保に供するなど処分してはなりません。

第 18 条（準拠法）

本約款及び本商品の販売契約は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

第 19 条（合意管轄）

当社及び利用者は、本約款及び本商品の販売契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 20 条（約款の変更）

当社は、予告なく本約款の変更をすることができるものとします。

以上